

2023年2月

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

損害保険ジャパン株式会社  
医療・福祉開発部 第二課

## 「店舗休業補償制度」2023年5月8日以降の取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜り有難く、厚く御礼申し上げます。

2023年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、2023年5月8日以降「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類とする」と発表されました。貴会の団体保険制度「新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度」について、下記の通り補足の説明をいたしますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 【ご質問】

5類へ変更となったことにより補償は変更となりますか。

#### 【ご回答】

「新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度」は

- ①全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員もしくは組合員の店舗に勤務する従業員が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること（※）
  - ②①に伴い、当該理容店を消毒すること
  - ③①および②に伴い、所定の休業日を除き1日以上休業すること
- 上記①～③全てを満たした場合に、補償（保険）金をお支払いする制度となっており、この内容に変更はございません。

（例）・店主が医師にコロナウイルスに感染と診断され、店舗を消毒・1日以上の上の休業をした場合  
→対象です。

・家族従業員が医師にコロナウイルスに感染と診断され店舗を消毒したが、行動制限がなくなった等の理由で店主が休業をせずに営業を継続した場合  
→対象外です。

（※）新型コロナウイルス感染者は「医師の診断により新型コロナウイルスと認定されたものをいいます。」  
濃厚接触者は「管轄の保険所により新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であるとは判断された者をいいます。」と定義されております。

以上